

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年六月十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則八―一八―二九

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	附則
改正前	附則

(削る)

(経過措置)

第二条 (略)

(削る)

(経過措置)

第二条 任命権者は、この規則の施行前に改正前の規則八―一八第十七条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿でこの規則の施行の際現に有効なものに記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。

第三条 (略)

(準備行為)

第四条 人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則八―一八第三条第一項に規定する採用試験の実施に必要な準

(削る)

(令和二年度に実施する採用試験の特例)

第三条 令和二年度に実施する採用試験に係る別表第二の規定の適用については、同表国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項中「専門試験（記述式）、政策課題討議試験」とあるの

備行為をすることができる。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第五条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の一の表規則八―一八（採用試験）の項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

(新設)

は「専門試験（記述式）」と、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中「専門試験（記述式）、政策論文試験」とあるのは「政策論文試験」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。